

# 医療労働者

医療・介護・福祉労働者の生活と権利、国民の命と健康を守る

購読の申し込みは  
日本医労連へ

購読料 年間1,500円(送料込)  
(組合員の購読料は組合費に含む)  
送金口座 中央労金荒川支店(普通預金)1123296  
郵便振替 00160-6-84866  
ホームページ <http://www.irouren.or.jp/>  
電子メール [n-ask@irouren.or.jp](mailto:n-ask@irouren.or.jp)

# 大幅賃上げ要求にこだわり 産別結集強めて奮闘しよう

## 産別統一闘争への結集

低く、賃上げ率がマイナス0・38%の状況です。

### 産別統一闘争への結集

## 140組合に回答 基本給(定昇込) 平均5,143円(1.98%)

3月20日までに報告のあった産別統一闘争への結果状況は、要求提出276組合56・7%(昨年最終60・0%)、回答指定日の回答引き出し164組合33・7%(同22・6%)、スト権確立456組合49・1%(同47・6%)、統一行動360組合38・8%、9334人(同25・2%、9187人)の状況となっています。

### 回答集約状況

23春闘での賃上げ要求に対する、3月21日時点の回答集約状況は、140組合(28・7%)が回答を引き出し、そのうちベースアップ回答は27組合(昨年同時期144組合・ベア24組合)、定期昇給含むパートの賃上げ回答は58組合で、ベア回答は25組合です(昨年同時期47組合・ベア15組合)。回答額平均では、ベア1517円、基本給(定昇込)5143円、全体(手当込)5276円となり、昨年最終到達と比べ基本給で162円、全体で207円上回る到達となっています。国民春闘共闘との比較では、賃上げ額(単純平均)で1204円

### 大幅賃上げは当たり前 粘り強い交渉を

コロナ禍が3年に及び、医療・介護の現場では、ひとつのことでもできないような緊張感の中での奮闘が続いてきました。私たちは、全労連や中央社保協、医団連に結集して、「いのちまもる緊急行動」や「ケア労働者大幅賃上げアクション」を短期間で集中的に取り組み、政府に対応を迫ってきました。政府は、不十分ながらも、ケア労働者の賃上げ補助を打ち出し、22年10月には、診療報酬と介護報酬の臨時改定を実施しました。このような情勢の変化を作り出したのは、私たちの運動の成果です。そのプラス面を

〈賃上げ回答状況(単純平均)〉 3月21日現在

	基本給(定昇込)	
	額	率
日本医労連	5,143円	1.98%
国民春闘共闘	6,347円	2.36%

23春闘での要求実現につながるために、「大幅賃上げは当たり前」との意思統一もすすめて、回答前段の取り組みを積極的に広げながら、回答指定日を迎えました。

今後の具体的な取り組みとしては、回答引き上げゾーン(3月27日〜31日)に、団体交渉を配置して、ベア獲得・上積み回答を迫ります。引き続き、産別統一闘争に結集し、「定昇回答を受けた労組は、改めて経営者の回答姿勢を追求し、粘り強くベア回答を求めましょう。」

また、4月12日、13日は第二次統一行動日です。「すべてケア労働者の大幅賃上げと人員増のための臨時改定」を求める統一行動として運動を展開します。  
決着ゾーン(4月24日〜28

## 産別統一行動各地で 3月9日



全医労東京医療センター支部

23春闘回答指定日翌日の3月9日には、「産別統一行動」を実施。全国で360単組支部(3月20日報告時点)が様々な行動を展開しました。ご報告いただいた中から、一部をご紹介します。

### ●全医労

全医労東京医療センター支部

は、始業時1時間の指名ストライキを決定。組合員2人がストライキに入りました。門前には多くの支援者が駆け付け(支援組織は、全労連、医労連、全厚労、国公労連、目黒区労連、全医労退職者会、全医労弁護団)、参加者40人でスタンディングとリレートークを行いました。マスクも取り、ストライキに参加した看護師は、「労働環境をよくしたい」「声をあげなければと思った」などと取材に応じました。全医労は、124支部で

### ●岡山

岡山医療生協労組は全職員のベアを求めて、倉敷医療生協労組は団交拒否に抗議し、始業時1時間の全面ストに決起。岡山医療生協労組のストライキはRNC西日本放送など4社が報道しました。

また、全国統一行動として、岡山駅前での宣伝行動に47人が参加し、増員署名63筆を集約しました。津山医療生協労組と津山第一病院労組は合同で津山市血交差点でのスタンディングを、倉敷医療生協労組はポスティング行動を実施しました。

## 23春闘 第二次統一行動 4.13Twitterデモ

3月9日の全国統一行動日には、12時〜と18時〜の2回、Twitterデモに取り組んだ結果、多くの人々の目に留まり、拡散され、トレンド入りしました。

4月13日の第二次統一行動日でも同様のTwitterデモに取り組みます。行動の様子を以下の#(ハッシュタグ)をつけて発信・リツイートしてください。

#すべてのケア労働者に  
大幅賃上げを

Twitterデモ

4月13日(木)

①12時00分スタート  
②18時00分スタート

#すべてのケア労働者に大幅賃上げを



## 脈路

春闘期間を問わず、様々な経営者と交渉が起ります。その時、依拠するのが「労使対等原則」労働基準法第2条第1項「労働条件は、労働者と使用者が対等の立場において決定すべきものである」と書かれています。条文は、極めてシンプルですが、様々な経営者との話し合いに常に記載して、交渉に活用してきました。様々な交渉課題について、結論は、別として、徹底した話し合いによって、どうしてその結果となったかを労使双方が理解することが必要だと思えます

▼また、労働組合法の第1条には、「労働者が使用者との交渉において対等の立場に立つことを促進することにより労働者の地位を向上させること」と書いてあります。労働組合法の大前提が、労使対等を実現することにあります。それだけ、労働者ひとりひとりは、とても弱い存在だということですが、きちんとした話し合いを保障するのが憲法28条の団体交渉権です。経営者は、財務諸表をはじめとして労働組合が求める資料をきちんと示す義務があります。それをしない場合は、不誠実団交となります。労使の話し合いにもきちんとしたルールがあるということです。また、これらのことが無視された場合は、労働組合監視として、その時にきちんと抗議することが必要で

# 23春 新歓準備 新歓チラシ・説明会パワポ で新人を仲間に迎えよう

4月の新歓まであと2週間です。  
この間コロナ禍3年間で労働組合が実現してきた成果を知らせるチラシを作成しました(3月中に各加盟組織に到着します)。  
また青年協議会「新入職員組合説明会用パワーポイントモデル」の23年度版を作成しました。ぜひご活用ください。詳細は発173号をご確認下さい。



◆組合説明(会)に向けた準備(模擬説明)のための動画  
[https://youtu.be/f\\_oRc7kuxyA](https://youtu.be/f_oRc7kuxyA)  
動画は、組織内での視聴に限定し、拡散しないようお願いいたします。

# 2023年 わくわく講座 受講生募集

みんなで学習  
ひとりでも学習

## 2023年 わくわく講座

(金労連初級教育制度)のご案内

全労連「わくわく講座」の目的は、初級教育制度を体系的に学び、労働者としての自覚と責任を醸成すること、そして労働者の権利を学び、一人ひとりの活躍を促すことです。

●受講対象  
●受講料  
●募集期間  
●学習期間  
●申し込み

◆みんなで学習 一人でも学習できる「金労連初級教育制度」わくわく講座」2023年6月開講の募集開始です。

●受講対象  
●受講料  
●募集期間  
●学習期間  
●申し込み

〒100-0001 東京都千代田区千代田1-1-1  
金労連会館4階  
電話 03-5642-5611  
FAX 03-5642-5620

看護の交渉は、佐々木悦子中央執行委員長をはじめ48人が参加しました。  
看護職員の長時間過労労働の改善について厚労省は、「看護職員の配置基準は最低基準を定めるものであり、夜勤の規制においては看護職員に課したものでなく、一般的な労働法の議論において検討するものである」と回答。夜勤負担軽減策についても業務管理の見直しや、看護職員夜間配置加算の評価引き上げなど一定の策は講じたという見解を示した。しかし現状は改善しておらず、参加者からは「経営者側は夜勤時間の制限はな

## 総務省 自治体病院を管轄する総務省は 責任の所在を明確に



総務省は、「様々な意見をふまえて科学的根拠に基づき、新たな変異株などが発生すれば対応も考えながら、抽速にならないよう患者負担等も考え移行していく」とし、これに対し医療関係者から、人員不足の中でさらに離職者が増えている実態を訴え、国民のいのちと健康を守るためにも必要となるに必要予算をつけるよう求めました。

また財務省は、公的病院の積立金前倒し国庫返納問題について、安全保障のために防衛力の強化配置基準の見直しも強く求めました。

## 文科省 大学病院の現状を把握し、 医療教育の充実と 労働環境の整備を



文科省交渉は、五十嵐建一中央執行委員長はじめ12人が参加しました(オンライン含む)。

医師の働き方改革について、文部科学省は「大学病院における医師の働き方改革推進のため、令和4年度第2次補正予算で、ICTツールに対する支援や院内感染防止対策に等である医師等の労働時間短縮や環境整備をしている。研究の優れた取り組み支援の予算計上している」と回答しました。参加者からは、所属大学病院で集約したアンケートをもとに「医師は自己研鑽の目目で時間外労働が多く賃金も低く、経営者も新人確保に苦支払われない。人手不足のうえ診療は減らされない実態を伝えるうえで、「国立大学病院は働きやすい環境だ」と回答するが、職の定着、卒後を外来勤務終了後やついでに後の進路、労働環境の実態把握の働き方改革の観点、労働医の仕組み作りと改善を」と訴えました。

## 厚労省 看護 「緊張した状態で働いている どれだけまてばいいの」 人員確保と処遇改善を迫る

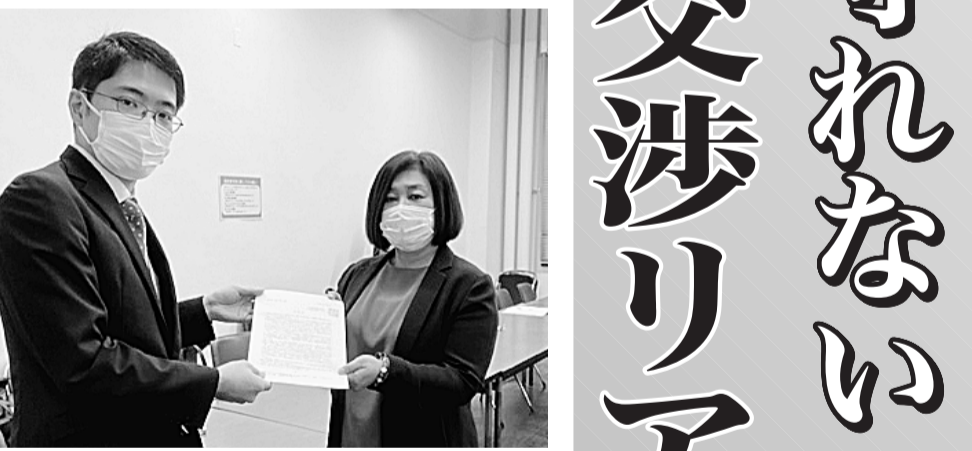


3月2日～3日、総務省・文科省・財務省との交渉は各省庁内で、厚労省交渉は日本医療労働者会館を会場にし、オンライン併用で行いました。交渉にはのべ151人が参加し、それぞれの現場の実態を訴えながら、安全・安心の医療・介護実現のため政策改善を求めました。

## 厚労省 労働 長時間労働解消や 不合理な待遇差解消等に向けて 規制・指導の徹底・強化を

労働に関する厚労省交渉は、会場とオンラインから森田進書記長はじめ21人が参加しました。  
厚労省は労働時間の大原則は「1日8時間以内、週40時間以内」との認識を示したうえで、時間外労働や休日労働については必要最小限にとどめるべきと回答しました。しかし実際には、法外を避けるために協定時間延ばすことや特別条項の付加を促すような労基署の指導があることを苦痛。厚労省は「当該指導は不適切である」として、本来あべき考え方は「労務状況なども調査しながら引き続き取り組む」と回答しました。

## 財務省 軍事費より医療提供体制に拡充 ケア労働者の大幅賃上げ大幅増員



財務省には、佐々木悦子中央執行委員長はじめ10人が参加しました(オンライン含む)。  
交渉では、定年引上げに伴い60歳以上の賃金水準が7割に下がることや、現在の再任用で働いている職員が低賃金で働かざるを得ない実態を訴えました。これに対し総務省は、「定年引上げ後の賃金水準は7割水準になるが、当面の措置となる、現行の再任用よりは過渡改善されることあり、給与アップがなだらかになる」として、給与についても検討している」と回答しました。

看護の交渉は、佐々木悦子中央執行委員長をはじめ48人が参加しました。  
看護職員の長時間過労労働の改善について厚労省は、「看護職員の配置基準は最低基準を定めるものであり、夜勤の規制においては看護職員に課したものでなく、一般的な労働法の議論において検討するものである」と回答。夜勤負担軽減策についても業務管理の見直しや、看護職員夜間配置加算の評価引き上げなど一定の策は講じたという見解を示した。しかし現状は改善しておらず、参加者からは「経営者側は夜勤時間の制限はな



介護の交渉には、吉田岳彦中央副執行委員長をはじめ37人が参加しました。  
厚労省は介護職員の負担軽減を図るために、ICTや介護ロボットを導入を挙げました。これに対し参加者からは見守りセンサー導入実態を報告し、「センサーは危険を知らせても実態に即応するのには人間で、機械に人の代わりは介護はできない」と訴え、介護人材の育成・確保を求めました。

## 厚労省 介護 ワンオペでは利用者の安全も 職員の安全も守れない 人員配置・人材確保を早急に



介護施設の一人夜勤問題について、ケアマネの深刻な人員不足についても解消に向けて交渉しました。以前は介護職のステップアップという位置づけに勤めているが、夜食のケア、ブラーメンを温かいまま食べ、減らさず、事故防止のために、自分がトイレに入る時ドアは開けたままで、換気扇をフタにして、利用者の動きを監視してトイレを済まなければならぬ。疲れ切った休日は寝るだけで、仕事と寝ることの繰り返しになっていく」と切実な状況が訴えられました。

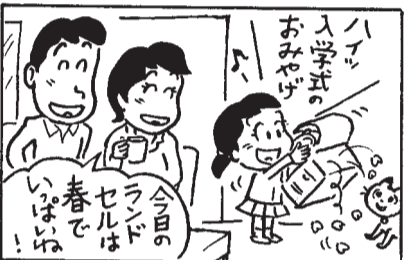
## 厚労省 医療 社会保障としての 医療・介護分野の政策の 見直しを求める



社会保障としての医療・介護分野の政策改善を求める交渉には、鎌倉孝中央副執行委員長をはじめ19人が参加しました(オンライン含む)。  
後期高齢者医療制度における割合負担の中止と、指定公費負担医療制度を復活し、患者の一部負担(一部1割)を国が負担することを求めました。厚労省は制度の安定化のため世代間負担の公平性を図る必要があるとし、様々な配慮措置を行っているとした。京都からは、新型コロナを5類に落として感染対策を緩和するのは危険とし、第8波でコロナ死者数が激増したことを挙げ、医療計画について厚労省の姿勢を問いた

# このままではいのち守れない 23春 対政府交渉リアルな訴え

# 「言いたい劇場」 小菅りや子



## 23春闘

### 第2次統一行動 診療報酬・介護報酬の臨時改定を求める医団連中央行動

【日時】 4月13日(木) 11時30分～16時  
 【会場】 参議院議員会館 講堂

11:00 受付開始  
 11:30 国会内集会  
 ・開会挨拶  
 ・基調報告  
 ・各団体より取り組み報告  
 ・国会議員による情勢報告

13:10 閉会挨拶  
 13:15 昼食休憩  
 14:00 各政党との懇談及び厚生労働委員要請  
 14:30 厚労省要請(代表者による政務三役への要請)  
 15:30 まとめ集会  
 16:00 終了

【参加要請数 全体規模】 120人  
 (各加盟組織から代表参加を要請します)  
 【署名の扱い】 加盟組織にある医団連団体署名と岸田首相への手紙「VOICE」は、4月10日(月)までに医労連本部に送付してください。  
 【申し込み】 4月7日(金)まで  
 【詳細】 日本医労連発165号をご参照ください。

【パズル解答】1797号の答えは「ソウシユンプ(早春賦)」でした。正解者の中から抽選でクオカードを贈呈します。  
 【応募方法】 ①組合(病院)名、②職種、③氏名、④郵便番号、⑤住所を記入し、解答を4/6(木)までにご応募ください。「読者のページ」もご寄稿下さい。  
 【応募先】  
 〒110-0013 台東区入谷1-9-5  
 「日本医労連教育宣伝局」  
 F A X : 03-3875-6270  
 E-mail : n-ask@irouren.or.jp



●春が近づきコロナが徐々に落ちついてうれしく思っています。感染対策はまだ続きそうです。

(北海道・上地佳代子)

●中3の息子がスマホデビュー

●春闘。大手は満額回答が多い。介護職は、いつになったら、世間並な給料になるのだらう。

(大阪・土井弘之)

●電気料金の値上げがハンパない！公共料金？株式会社？国に守られて利益確保！株主大儲け、市民は大損。賃上げの臨時診療報酬値上を要望します。

(岡山・遠矢ゆみ)

●やっと冬が終わった。そろそろタイ交換に行かなくては！

(新潟・倉茂裕子)

一をした。よく考えて使ってね。(福島・藤田哲夫)

ろろ。(群馬・石倉和美)

## ザクろスワード

出題▶モロズミ勝

1	2	3	4	5
6	7	8	9	10
11	12	13	14	15
16	17	18	19	20
21	22	23	24	25
26	27	28	29	30

【問題】二重ワクの文字を、A～Fの順に並べてできる言葉は、なに？

タテのカギ  
 1 潮干狩りといえば、獲物はこれ  
 2 相手に思っていることを……に話す  
 3 奈良、公園といえば思いがけない重大な出来事  
 4 景気が……に転じるのをみんなが待っている  
 5 トリコロールが国旗  
 6 太公望は……をする人  
 7 草木も眠るとい……  
 8 投票日、……線上の候補者にドキドキ  
 9 未知を表す記号  
 10 ……の素人、……濡れ  
 11 徳川家康が主人公の大河……が放送中です  
 12 害虫を……する殺虫剤  
 13 ピアノの助数詞です

ヨコのカギ  
 1 あんなにかわいいのに漢字で「海豹」とは！  
 2 今年は統一……選の年  
 3 書籍を数える言葉  
 4 春はつらい！……症  
 5 尻……をこねる人  
 6 放射性元素の一つ  
 7 テノールとバスの中  
 8 ビバルディのバイオリン協奏曲といえば  
 9 魚類の呼吸器官  
 10 岐阜県本巣市の……桜  
 11 永久凍土が広がる地帯  
 12 ……メーカーはイギリスの賭け業者のこと  
 13 砂漠の乗り物  
 14 まのぬけた失敗  
 15 眠い。……に襲われる  
 16 楽……なんて昔の話

## 業者トラブルが増えています

「保険使える」ご用心  
 戸別訪問で「瓦がズレてる。保険が使えるから直した方がいい」など、不安を煽って家の修理を促し、保険が使えない高額修理や法外な報酬請求をされてトラブルになるケースが増えています。とくに台風や大雪、地震など自然災害が発生した後に、トラブルが多くなります。「点検する」と屋根に上らせてしまつと、わざわざ屋根を壊す業者も存在します。国民生活センターなどへの相談はこの5年で約3倍にもなっています。

また、保険や共済は災害で壊れた部分のみが保障対象ですが、悪徳業者は、経年劣化など対象にはならない部分まで修理をして、虚偽の理由で加入者に保険金や共済金を請求させることもあります。これは詐欺です。業者だけでなく、請求をした加入者も詐欺に加担したとして罪に問われる場合があります。

災害で被害がたつ場合は、まずはご自身の安全を確保した上で、医労連共済にご連絡ください。電話0120-1160931

## 医労連共済だよ

「保険使える」ご用心  
 医労連共済に連絡を

## 医療の眼

2月～3月は労働時間管理の徹底と併せて、時間外労働の縮減や特別条項の廃止など、改善を迫る36協定強化月間です。

### 労働時間規制の歴史

現在の労働時間は1日8時間以内・週40時間以内と労働基準法で定められています。

今から100年以上前に日本初の本格的な労働保護立法として、「工場法」が1911年(明治44年)に制定され、1916年(大正5年)に施行されました。労働時間を1日12時間と制限していますが、対象は女性と子どものみでした。

戦後1947年(昭和22年)に労働基準法が制定されます。その時は1日8時間・週48時間でしたが、同時に労使間で協定を結べば上限を超えることが認められる労基法第36条(36協定)も定められました。しかしながら「36協定」「特別条項付36協定」を結べば事実上、制限なく労働ができるようになり、その結果として高度経済成長を支えました。その当時は、日本の経営や雇用形態が称賛されていました。労働時間は2100時間を超えていました。

この過剰な労働によって支えられていた状態

## 改善を迫り、組合活動を職場に知らせ、組織拡大

が、国際的な批判を受けるところになります。その結果、年間総労働時間を1800時間にする目標が示され、1994年に週40時間へと改正されました。

現在の36協定の概要  
 時間外労働をさせたためには36協定が必要となります。

2019年4月からは時間外労働時間に罰則付きの上限が設けられています。上限は月45時間、年360時間です。限度時間を超える例外として「特別条項」があります。

特別条項は、あくまでも通常予見することができない業務量の大幅な増加等に伴い、臨時的に労働させる必要がある場合に限り、特別条項があるからと言って無制限に働かせることができるわけではなく、年間720時間以内、月100時間未満、2～6カ月平均の上限は80時間以内、月45時間を超えることができないのは年6回までとなっています。違反した使用者には6カ月以下の懲役、または30万円以下の罰金が科せられます。

36協定締結  
 労働者側の締結当事者は、①労働者の過半数で組織する労働組合(過半数組合)、②過半数組合がない場合は労働者の過半数を代表する者(過半数代表)となります。過半数代表は、「使用者の意向に基づき選出されたものでないもの」「管理監督者でないもの」となります。選出が適正に行われていない場合に36協定を締結し、届け出ても無効となります。

労働組合の役割  
 選出は労働者の代表を選挙手続きですので、労働組合が主導権を握ることが重要となります。使用者側が日程や選出方法を定めるなどの不当な対応をさせない必要があります。過半数組合ではない場合、選出方法については、労働組合側から提案をして確認します。過半数代表選挙は労働組合側と使用者側で選出委員会を作り、開票作業には労働組合も立ち合います。使用者側が勝手に開票作業を行うなどの報告もあります。選挙期間中も含め労働組合活動の不当な制限をさせないようになりましょう。

36協定は締結して終わりではありません。長時間労働や不払い労働の是正に向けた対策について労使協議・労働協約を目指すことが重要です。

長時間労働から組合員・職場で働く仲間を守り、医療・介護の現場を守るためにも過半数組合を目指し組織拡大を行いましょ。

櫻井 順一